

国土交通省所管独立行政法人の 平成24事業年度評価結果の主要な反映状況

独立行政法人土木研究所 1	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 20
独立行政法人建築研究所 3	独立行政法人国際観光振興機構 22
独立行政法人交通安全環境研究所 . . . 4	独立行政法人水資源機構 26
独立行政法人海上技術安全研究所 . . . 7	独立行政法人自動車事故対策機構 29
独立行政法人港湾空港技術研究所 . . . 8	独立行政法人空港周辺整備機構 31
独立行政法人電子航法研究所 10	独立行政法人海上災害防止センター 32
独立行政法人航海訓練所 13	独立行政法人都市再生機構 34
独立行政法人海技教育機構 15	独立行政法人奄美群島振興開発基金 43
独立行政法人航空大学校 16	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 . . . 45
自動車検査独立行政法人 17	独立行政法人住宅金融支援機構 48

独立行政法人土木研究所の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 24 年度の総合評価が「A」の評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>(研究開発の基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的要請、関心が特に高い課題について、研究所が集中的、重点的に取り組み、その使命を果たしている点をより明確にされることを期待する。 ○ 基盤研究は将来の重点研究やプロジェクト研究につながる基礎的なものであり、社会動向等を見据えただけでなく、まったく新しい着想・考え方を活かした研究が進められることを期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、暴風雪による吹雪視程障害予測技術を開発し、スマートフォン向けの情報提供や、視界不良予測メール配信サービスを開始した。「吹雪の視界情報」の一日のアクセス数が、過去最多の約 11,000 件を記録した。 ○ 25 年度の事前評価より基盤研究の中に基盤研究（萌芽）を導入し、他分野や境界領域における新たな研究シーズの発掘と土木分野の研究開発への適用可能性の検討を推進した。
	<p>(研究開発を効率的・効果的に進めるための措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学、他の研究機関との連携をより一層進められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 愛媛大学との共同研究「自然由来重金属を含有する排水の植物浄化手法に関する研究」を開始するなど共同研究件数が 18 件増加した。また、国内外の大学や研究機関と 9 件の研究協力協定を新たに締結した。また、共同研究の活性化を図るため、25 年度から大学との意見交換などを行っている。
	<p>(技術の指導及び成果の普及)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究と現場がつながるよう技術支援の成果を研究に生かす方法を検討されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伊豆大島の土石流災害を受けて、火山性地形での土砂災害危険箇所設定方法の研究を開始するため、予算を充当し、社会のニーズに合わせた弾力的な対応を実施した。
	<p>(土木技術を活かした国際貢献)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際貢献は、多様なプログラムを展開しており、今後も継続的な取り組みを期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ JICA 及び政策研究大学院と連携して実施している博士課程「防災学プログラム」や修士課程「防災政策プログラム 水災害リスクマネジメントコース」などで引き続き多数の研修生（67 国・379 名）の受け入れや学位取得者の輩出、パキスタンの高級行政官が参加するワークショップの

		開催などを通じて、各国の防災対策の実務者の能力向上に貢献した。
	<p>(技術力の向上、技術の継承及び新技術の活用促進への貢献)</p> <p>○ 自治体技術職員への技術力向上への協力は、引き続き継続されることを期待する。</p> <p>○ これまでの技術者への技術力向上プログラムに加え、特色のあるフォーラムや、シンポジウムなどメリハリのあるプログラムを作成し、技術の継承や新技術の活用促進に努められたい。</p>	<p>○ 「土木技術のホームドクター」宣言等の活動により地方公共団体に対する技術支援活動を積極的に進めたほか、自治体職員を対象とした講習会や研修に講師を派遣するなど、地域の技術力向上も積極的に支援した。寒地技術推進室による技術相談対応による技術相談件数は過去最高の 100 件となった。</p> <p>○ 専門技術者研究会や関東地方整備局エキスパート研究会、寒地技術講習会などの活動を継続して実施したほか、新たな取り組みとして「メンテナンス技術交流会」において、意見交換会の開催、最新のメンテナンス技術に関するメール配信 (6 回)、橋梁撤去部材を活用した非破壊検査技術の試行の場を提供した。また、地方整備局等へ新技術活用に関する相談等の技術的支援もあり、国土交通省の工事における新技術の活用状況は年々向上している。</p>
業務運営の効率化に関する事項	<p>(施設及び設備に関する計画)</p> <p>○ 今後とも、出来る範囲での施設の貸し出しを促進することを期待する。</p>	<p>○ 施設・設備の貸し出しに関する情報提供を行い、51 件の施設貸し出しを行った。</p>

独立行政法人建築研究所の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 24 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	<p>(効率的な組織運営)</p> <p>○ 管理部門の職員数を抑制しつつ研究支援業務の質と運営効率の向上を図ることは容易ではない。外部機関との連携、共同研究の推進等により、リソースの補充を図ることの効果は期待してよいが、体制や役割分担については更なる検討を期待する。</p>	<p>○ 中期目標、中期計画に即して設定した研究課題の実施に際し、研究の一部を他の機関と共同で取り組むことが効率的・効果的であると見込める場合に、共同研究協定を締結し、適切な役割分担の下で共同研究を実施している。建築研究所の体制や役割分担については、不断の検討を行っていく。</p>
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>(社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応)</p> <p>○ 地震については未解明な部分が多く、いつ東日本大震災並みの地震が起こるとも分からない。これらの国民的課題に対する研究のいっそうの進展を期待する。また、既存不適格建築物の火災安全性向上技術の開発や既存建物のストックの再生・活用を促進するための技術基準に対する研究等も注目したい。</p> <p>(他の研究機関との連携等)</p> <p>○ テニユアトラック制度運用の優れた事例となることを期待する。</p> <p>(国際連携及び国際貢献)</p> <p>○ 研究開発を効果的、効率的に進めるため、研究所が提携すべき海外の研究機関を明確にして、国際連携を進めるべきである。</p>	<p>○ 平成 25 年度から、中期目標「イ) 安全・安心な住宅・建築・都市の実現」の一環として個別研究開発課題「巨大地震等に対する建築物の応答推定精度向上に資する入力及び構造解析モデルの研究」において、今後発生が予想される大地震動に対する建築物の応答を高精度で予測する手法(地震応答評価技術の高度化)を提示するための研究を進めている。</p> <p>○ テニユアトラック制度適用の任期付研究員の、任期の定めのない研究員への移行に関する審査については平成 23 年度から実施しているところであり、平成 25 年度においても、平成 24 年度に採用した研究員について、任期の定めのない研究員への移行に関する審査を適正に行った。</p> <p>○ 平成 25 年度は、これまで複数の個別のプロジェクトについて共同研究の実施などにより協力してきた米国国立標準技術研究所(NIST)との間で、建物火災に関する研究分野での一層の協力を進めるための研究協力協定を締結した。</p>

独立行政法人交通安全環境研究所の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が着実に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 24 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	(該当なし)	(該当なし)
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>(質の高い研究成果の創出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最近増加傾向が著しいといわれている自転車と人、あるいは自転車と自動車間の事故の実態調査や関係する安全性向上対策も業務の対象に入れる必要が有るのではないかと。 ○ 電気自動車や電気式ハイブリッド自動車の安全性評価は、これから益々重要な課題になると考えられ、部品の劣化を含む試験法、評価法に関する今後の成果を期待する。 ○ 事故原因の究明及び防止対策に即応できる組織を設けておくことが望ましいのではないかと。 ○ 評価や現象の把握には測定法の開発が不可欠である。その意味で、一昨年度に続き昨年度は一定の成果を上げたが、やはり独立行政法人に求められるのは、測定器よりも安全性の評価手法、評価基準であると考えられる。国内の事業者を指導する国に近い立場を活かし、また、日本の鉄道の安全性を海外にアピールするためにも、安全性の評価基準に踏み込んだ研究開発に一層注力されることを期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 25 年度から、自転車乗員保護のための将来的な自動車の満たすべき要件等の検討に資するため、自転車乗員の障害発生メカニズム等の解明に向けた調査・研究を進めている。 ○ 平成 25 年度においても、ハイブリッド車、電気自動車等で用いられる大容量蓄電池の衝突安全性に関連する試験法の検討や蓄電池セルの熱暴走連鎖について実態把握を行うなど取り組みを進めているところである。引き続き、これらの課題解決に向けた研究に努めていく考えである。 ○ 平成 25 年度には、事故が発生し、鑑定、意見照会等を求められた場合には、事故の態様に応じて即応できるように、あらかじめ専門分野別のチームに割り当てた研究員の中から、担当者を指名する体制を整備した。 ○ これまで軌道系交通システムの車両や設備機器に関わる安全性の評価を数多く行ってきた実績に基づき、海外展開にあたりその安全性を理解してもらうべく、評価方法の標準化を図るための研究を進めている。平成 26 年度計画には、実路線に新たに導入する車両・設備の設計に対する安全性評価の方法として、明瞭で客観的かつ定型的な手順を確立することを盛り込んでおり、今後もこの方向で研究していく考えである。

- 国内の事業者を指導する国に近い立場、日本の鉄道の安全性を海外にアピールする立場にある交通安全環境研究所の使命は、“評価法”にあると考えられる。研究開発に関しては、測定器や測定法の開発はあくまで第一ステップととらえ、さらに安全性の評価手法、評価基準の策定を目標とした研究へと踏み込んでいって欲しい。
- 自動車と鉄道という2大陸上交通を対象として安全・環境の課題を扱う交通研に対しては、地域交通のネットワークや持続可能な街づくりへの貢献が強く求められ、また、期待されている。産官学の共同研究を主導して、特に官に近い立場から、高齢化社会を見据えた公共交通のあり方を検討し、安全かつ便利で環境に優しい新たな街づくりを先頭に立って牽引して行って欲しい。
- 査読付き論文と言っても、proceedings と journal paper があり、区別して目標管理してはどうか。
(自動車の基準・認証国際調和活動、鉄道の国際標準化等への組織的対応)
- 国際会議等の場における提案・発表内容の品質が重要であることは当然であるが、そうした場において存在感を示すことが出来る人材を継続的に育成する必要があると考える。
- 認証機関としての品質保持に留意しつつ、申請者の利便性を配慮するなど、国内企業の国際的な競争優位性が確保できるような体制を整備することが望まれる。
- 短期間に認証機関として認定を受けるとともに、実際に4件の認証業務を行うなどの実績は極めて高く評価でき、SSに近い評価と考えられる。今後、更なる実績を積み、インドやベトナムなどの海外への展開に十分貢献することを期待し、それが実現した際には、再度SS評価に値するか検討したい。
- 新たな評価法の検討や現象の把握には測定法の開発が不可欠であり、研究はそこからスタートするものの、研究の進捗に応じ、開発された測定器や測定法を活用した評価方法に踏み込んだ研究を実施しているところであり、今後もこの方向で研究して参りたい。特に、平成26年度計画には、電磁放射に関する安全の確保のため、車両内外の標準的な磁界測定・評価方法に関する検討を進め、将来の技術基準案の検討に向けた基礎資料を得ること盛り込んだ。
- 今後の更なる高齢化の進展を考えると、街づくりとリンクした使いやすい公共交通システムの導入は喫緊の課題である。これまでも、シミュレーションによる公共交通の導入効果の評価法について、道路交通への影響を含めた評価法の研究を進めてきたところであるが、今後は、高齢化や行動の変化等を考慮したより複合的な導入効果評価手法を研究していくため、「人口動態に伴う交通行動変化の状況調査」を行うことを平成26年度計画に盛り込んだ。
- 平成25年度業務実績報告書において査読付き論文の件数の内訳を区別して報告している。
- 国際会議等において存在感を示すことができる人材を継続的に育成する必要があることから特に、平成26年度計画においては、経験の豊富な年配者から、若手に議長職等の引き継ぎを行うことを通して、職員の育成を図ることを盛り込んだ。
- 平成24年度に鉄道認証機関としての認定を受け、更に平成25年度においても認定を維持したところである。今後は、公正・中立な第三者機関として認証実施体制を拡充・改善する必要がある。引き続き、申請者の利便性向上にもつながるよう、認定規格の拡充に努めて参りたい。
- 平成24年度に鉄道認証機関としての認定を受けたところであり、公正・中立な第三者機関として経験と実績を積み重ね、広く知名度を向上させることが必要と考えており、今後とも、認定規格の拡充に努めるとともに、東南アジアをはじめインドなどへの展開が想定される案件を含め認証業務を実施し、着実に成果が出るよう取り組んで参りたい。

- | | |
|--|---|
| <p>○ 鉄道分野における認証機関としての認定を取得した点は、極めて高く評価するが、内部統制の観点から認証部門と研究部門の独立性の担保に引き続き十分な注意を払うことを要望する。</p> | <p>○ 認証部門と安全性評価を行う研究部門との独立性の担保が認定機関からも要求されており、引き続き内部統制を確実に行うとともに、内部統制についてより明確化された新しい国際規格である ISO/IEC17065 に適切に移行することとし、認証機関としての認定を確実に継続して参りたい。</p> |
|--|---|

独立行政法人海上技術安全研究所の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が着実に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 24 年度の総合評価が「A」であったこと等を踏まえ、特段の反映を行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	(該当無し)	(該当無し)
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	○ 研究開発について高いレベルの成果を創出しており、引き続き、効果的なマネジメントを実施し、行政・社会からの要請に的確に取り組んでもらいたい。	○ 25 年度は、行政・社会からの要請に応じ、効果的なマネジメントを実施し、SIP に課題提案をして採択され、また、科研費について過去最高の件数を獲得するなどしている。26 年度についても、ご指摘を踏まえた運営になるように努めることとしている。
	○ 海難事故原因究明や国際基準策定への対応についても着実に成果を上げており、引き続き取組みを推進してもらいたい。	○ 25 年度は、海難事故調査を請負い、解析結果は運輸安全委員会及び国に設置された検討委員会に活用されており、また、IMO 等の国際会議へ提案文書の提出及び参加をしてガイドラインの策定及び評価方法の見直し等へ積極的に参加し、さらに当所職員が IMO の小委員会の議長に選出され人的貢献を行っている。26 年度についても、ご指摘を踏まえた運営になるように努めることとしている。

独立行政法人港湾空港技術研究所の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が着実に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 24 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	(該当なし)	(該当なし)
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>(基礎研究の重視)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎研究課題と重点研究課題との機能分担を明確に認識すべき。 <p>(国内外の研究機関・研究者との幅広い交流、連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学術的な交流だけでなく、今後の社会・経済的な交流まで視野に入れた取り組みを期待。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎研究課題については、波浪・海浜・地盤・地震・環境等に関する原理・現象の解明に向けた長期的な取り組みを行った。一方、重点研究課題は、社会・行政ニーズ及び重要性・緊急性等を踏まえ早急に成果を出せるように、研究の進捗状況等を、年 2 回の研究評価等において管理しつつ取り組んだ。 ○ 学術的な交流だけでなく社会・経済的な交流まで視野に入れることに留意した。具体的には「津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究」において、JICA 長期専門家としてチリに派遣している特別研究官が、東日本大震災の教訓を踏まえ、港湾事業継続計画 (BCP) の策定を支援するとともに、同国公共事業省港湾局長等の行政機関幹部と頻繁に会談し、交流する中で研究成果の現場適用に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ベトナム共和国の港湾技術基準策定に関しては、3 回、6 人の研究者を派遣して技術支援を行った。 ・ 東京大学との協力、土木学会との共催で、ROV 等水中機器類技術講習会を開催し、講演と実機操作体験を通じて参加者 (民間含む) の交流及び技術の普及を図った。

(研究成果の公表、普及 (一般向け))

- 一般国民に向けて情報発信をするために、より新しいメディアを活用するなど戦略的な取り組みを一層工夫するべき。

- 多様なステークホルダーを対象に「顔の見える研究所」を目指して、情報発信するための方策を検討し、広報に関する基本方針を定めるなど、より新しいメディアの活用など戦略的な広報活動について取り組んだ。

独立行政法人電子航法研究所の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が着実に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 24 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>(空地を結ぶ技術及び安全に関する研究開発 (安全で効率的な運航の実現))</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ LDACS1 の優位性などの結果について、ICAO 航空通信パネル作業部会へ報告し、注目されたことは結構であるが、最終的評価は国際規格への反映も踏まえたい。 <p>(研究開発の実施過程における措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、次世代通信、準天頂衛星の利用など、国の技術政策と関連した課題が重要になると予想される。その際、他研究開発機関との協働がよりいっそう大切になることから、他所の研究開発情報を積極的に収集し、それらの知見・技術を今まで以上に活用するよう努めて欲しい。 ○ 内部評価委員会が多すぎて、逆に業務に支障がないことを望む。 <p>(基礎的な研究の実施による基盤技術の蓄積)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ トラジェクトリ運用環境下での空域安全性についての研究は、重要なので今後も引き続き進めて頂きたい。管制官訓練支援ツールの開発は、管制官の教育訓練資料として大変重要なので、引き続き実践的な開発を進めて頂きたい。トラジェクトリベースの運航管理や洋上経路の最適化を目指した研究が、すでに重点課題として実施されている。基礎研究で得られた優れた成果や斬新な手法が逐次、それらの研究開発に反映され、安全性の向上に寄与することが期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ LDACS については ICAO 等の国際基準策定機関において議論が続いており、AeroMACS 等の同パネルでの議論も含め、引き続き国際規格への反映に向けて取り組んでいるところ。 ○ NICT や準天頂衛星に関連した研究開発を行っている民間企業との協働により、より一層の情報収集を行っているところ。 ○ 内部評価委員会は研究課題数分だけ行う必要があることから回数は減らせていないが、ご意見を踏まえ研究員の過度な負担にならないよう気をつけている。 ○ トラジェクトリ運用については長期的な研究開発課題ではあるが、平成 25 年度より、より実践的な開発として「Full 4D の運用方式に関する研究」を開始した。管制官訓練支援ツールについては、平成 25 年度に航空保安大学校岩沼研修センターの教官による評価を実施し、より実践的な開発を進めているところ。また、トラジェクトリ運用や洋上経路の最適化に関する基盤的研究を行った者については、重点研究のプロジェクトに参加するなどの措置を取っている。

	<p>○ 基礎研究といえども、年度計画を示してほしい。</p> <p>(国際活動への参画)</p> <p>○ 第12回航空管制会議に際して航空局を支援し各種文書原案を準備し、審議に積極的に参加したことは意義深い。今後は、さらに、会議の方向を主導するような形で参画が期待される。</p> <p>(研究開発成果の普及及び活用促進)</p> <p>○ 学術定期刊行物における査読と国際会議 Proceedings の査読は厳密さにおいてその程度が異なることが多いので、これらを区別した集計が望ましい。</p> <p>○ 広報活動は組織運営にも関わる事項であるが、新聞等のマスコミに情報を投げるなど、情報発信の方法、計画を見直し、航空局の力を借りて、国民にもアピールすることを検討すると良い。</p>	<p>○ 年度計画は中期計画を達成するために立てることとなっており、中期計画策定時に基盤的研究の目標を立てることが難しいため、未だ年度計画には記載していない。しかしながら、どのような基盤的研究を行っているかをホームページで公表しているほか、平成25年度の業務実績評価に際しては当初研究目標を示すなどの工夫を行った。</p> <p>○ 航空管制会議については研究所が中心となって発表等を行っているところであり、引き続き会議の方向を主導するような参画をして参りたい。</p> <p>○ 平成25年度の集計に際しては、Proceedings であることが分かるような記載を行ったところ。ただし、研究所としては国際学会等の Proceedings も重視しており、論文誌と併せて増やしていく努力をして参りたい。</p> <p>○ ご意見を踏まえ、平成25年度は国土交通省のプレス投げ込み等を従来より多く行っている。特に、航空局にもご協力頂いた GAST-D のプレスリリースには地元紙の取材がありアピール効果があったと考えている。</p>
業務運営の効率化に関する事項	<p>(組織運営)</p> <p>○ 研究開発成果には、大規模なテロに悪用されかねない極秘情報が含まれているので、情報セキュリティ対策について万全を期してほしい。</p>	<p>○ 研究開発成果やデータなど、秘密情報がある場合には、「電子航法研究所情報セキュリティ管理規程」に基づき、セキュリティ管理責任者を中心としてセキュリティ対策を取っている。</p>
その他	<p>(予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画)</p> <p>○ 外部資金による研究開発に係る研究開発件数は目標達成を遂げているものの、受託等収入に係る予算(計画)に対しては、実績が大きく下回っているほか、自己収入も前期に比して減少しており、今後もいっそうの取組が望まれる。</p> <p>(その他主務省令に定める業務運営に関する事項)</p> <p>○ 事務・技術職種の対国家公務員指数(ラスパイレス指数)については、単身赴任の影響を加味しても、前年より上昇しており、いっそうの取組が望まれる。</p>	<p>○ ご意見を踏まえ、競争的資金獲得のための産学官連携を重視した結果、平成25年度は前年度と比べ大幅に自己収入が増加した。引き続き、自己収入に努めて参りたい。</p> <p>○ 監事監査において、「ラスパイレス指数は構成人員により決定されるため、年齢層が高い当研究所では、高めに評価されています。給与水準そのものは国と同一の基準によ</p>

		り定められており、適正に設定されていると認めます。」 との報告を受けている。
--	--	---

独立行政法人航海訓練所の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 24 年度総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等を行われなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	○ 燃料代の高騰に対応して、より効率のよい訓練を実施することが望まれる。	○ 良質な航海訓練を提供しつつ、効率の良い予算執行及び安定的な業務運営を行うため、所内に検討グループを設けて検証し、平成 25 年度下半期予算執行に反映させた。 ○ 平成 26 年度においても燃料油価格の動向を注視しつつ、定期的に予算執行状況の確認を行い、効率の良い訓練の実施、航海訓練の質の維持に努める。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	○ 今後は内航船員を養成するための訓練プログラムの実施と検証が重要である。 ○ 法人の使命を果たすための根幹業務は「航海訓練」である。適切な航海日数とされている月平均 7 日程度を確実に実行するため、重要課題として取り組むことが望まれる。 ○ 練習船でなくてはできない実習に重点をあて集中して教育されたい。	○ 内航船員養成教育訓練プログラムに内航海運業界からの要望が強く、かつ、これまで実施困難であった夜間の投抜錨・瀬戸内海の夜航海等の実習訓練を盛り込むこととし、これに当たってはその安全性を確保するために十分な試行を行った。平成 26 年度の実習開始からプログラムを実施し、その検証を行っている。 ○ 良質な航海訓練の提供を行うため、外部からの意見を反映しつつ、所内にて検証を行い、平成 26 年度においては、月平均 7 日程度の航海日数を計画している。 ○ 各養成課程毎に以下のとおり実習を行った。 ・三級海技士養成については、日本人海技者に求められている外国人船員指揮監督能力及び国際条約等に対応した安全運航及び環境保護に係る管理能力を強化するため、実践的コミュニケーションに重点を置いた海事英語訓練等を実施した。 ・四級海技士養成については、若年船員の安全運航及び環境保護に係る能力の強化を推進した即戦力化を図るため、船体安定性確保を目的としたバラスト操作訓練等を実施した。

- | | | |
|--|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none">・六級海技士養成については、短期間で航海当直能力を付与向上させるため、実船訓練とシミュレータ訓練を効果的に組み合わせた実習訓練を実施した。 |
|--|--|---|

独立行政法人海技教育機構の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 24 年度総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等を行われなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	○ 海技士国家試験の合格率は、専修科を除いて目標値を下回っており、原因を追究するとともに、口頭試問にかかるコミュニケーション能力、言語リテラシー教育の向上を含め、目標達成に向けた新たな取り組みが必要である。	○ 補講や模擬試験の充実、個別指導などを徹底し、従来の取組を強化した。 また、以下に掲げる取組を行い、目標値を達成した。 i 四級海技士（航海）及び（機関）の両方の資格取得に向けた意識付け ii 教員による指導方法の工夫 iii 国家試験の受験対策資料の見直し iv 基礎学力向上に向けた取組 等
	○ 体罰事案を発生させたことは教育姿勢の根幹に係わることであり、なお一層充実した内部統制の確立に向けて真摯な反省と改善が求められる。理事長以下全役職員が一丸となって継続的に取り組んでいくことが不可欠である。	○ 以下に掲げる取組を行い、理事長以下全役職員が一丸となって教員の意識改革、教育の質の向上に努めている。 i 前年度に実施した教員の意識調査において、生徒・学生指導に悩んでいる教員が多いという結果から、全教員に対し、体罰に頼らない指導について研修を実施し教員の意識改革を図った。 ii 授業力及び生徒・学生指導に関する指導力を向上させるため研修内容・研修制度を見直し、教員の指導力の向上に努めた。 iii 教員一人当たりの業務の負担が、他校と比較して大きいと考えられる本科校の教員を 1 名増員し、教員の事務的業務の負担軽減を図り、教員が教科及び生徒指導により専心できるようにした。

独立行政法人航空大学校の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画を達成し、独立行政法人評価委員会による平成24年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	(該当なし)	(該当なし)
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度までの事故を踏まえて、対策が実施されているところであるが、安全推進会議の活用等により、引き続き、事故防止・安全対策のより一層の強化が求められる。 ○ 新たな取組みは継続的に推進・対応していく必要があり、常に見直し・改善を行う必要がある。 ○ 民間会社との連携、アドバイスは貴重なものなので積極的に対応をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き実施している対策について着実に実施し、定着を図るとともに平成 25 年末の運輸安全委員会からの勧告を踏まえて、安全文化の構築を含めた更なる以下の安全対策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ CRM を充実化させる等の目的で航空安全教育を強化 ・ 総合安全推進会議において各校の安全監査プログラムを策定し、当該計画に従って、各校の安全監査の実施 等 ○ 安全対策等を確実に実施し、定着させるため平成 25 年度末に中期計画を変更するとともに、平成 26 年度以降の年度計画にも盛り込むこととした。 ○ 民間会社とは定期的に意見交換を行いながら積極的に対応しており、今後は航空機操縦士養成連絡協議会等を活用し積極的に連携を図ることとする。

自動車検査独立行政法人の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、年度計画が中期目標達成に向けて着実な実施状況にあり、平成 24 事業年度評価における総合的な評価が「A」であったことを踏まえ、役員解任は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	(該当なし)	(該当なし)
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>○ 不当要求防止対策について、中期目標期間を通して、対策の充実や発生件数の減少に期待。</p> <p>○ 受検者等の事故防止対策の実施について、改善の着実な実施に期待。</p>	<p>《平成 25 年度》</p> <p>○ 本部・検査部役職員による調査・指導や定期的な職場点検による適正な業務執行の意識徹底、不当要求防止責任者の選任及び巡回指導による管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化をはじめとして各種対策を実施した。</p> <p>○ 防犯カメラ、ICレコーダー等、不当要求防止に資する機器の導入、更新を適切に実施した。</p> <p>《平成 26 年度》</p> <p>○ 引き続き、本部・検査部役職員による調査・指導や定期的な職場点検による適正な業務執行の意識徹底、不当要求防止責任者の選任及び巡回指導による管理・責任体制の維持・徹底、緊急時対応訓練の実施・警備員の配置をはじめとして各種対策を実施していくこととしている。</p> <p>○ 引き続き、防犯カメラ、ICレコーダー等、不当要求防止に資する機器の導入、更新を適切に実施するとともに、不当要求の発生原因の傾向を把握し、対策を検討することとしている。</p> <p>《平成 25 年度》</p> <p>○ 不慣れな受検者でも安心して利用いただけるよう案内・注意喚起表示等を充実させるとともに、安全作業マニュアルの徹底、事故防止に係る研修の充実、事故分析に基づく効果的な再発防止対策等の立案とその徹底により、受検者</p>

- 街頭検査実施にあたり、各都道府県警察とのより緊密な協力体制に期待。
(取り締る側と取り締まれる側でのイタチごっこにならないように、街頭検査の実施方法の検討が必要)

等の事故の削減を図った。

- 特に人身事故件数の削減を図るため、ソフト・ハード両面から一層充実させた事故防止対策を本部、検査部及び事務所において実施した。

《平成26年度》

- 引き続き、不慣れな受検者でも安心して利用いただけるよう案内・注意喚起表示等を充実させるとともに、安全作業マニュアルの徹底、事故防止に係る研修の充実、事故分析に基づく効果的な再発防止対策等の立案とその徹底により、受検者等の事故の削減を図ることとしている。
- 特に人身事故については、中期目標期間中である平成23年度～27年度の平均発生件数を平成22年度に比べて10%以上削減するという目標を達成するため、平成26年度の発生件数を12件以下とすることを目標とし、以下の進め方により、ソフト・ハード両面から一層充実させた事故防止対策を本部、検査部及び事務所において実施することとしている。

【対策の進め方】

- (a) 5S（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）の徹底によりムダを排除
- (b) 現場サークルの活性化により不安全状態と行動を撲滅
- (c) 三現主義（現場、現物、現実）を徹底
- (d) 各現場で定められた事故防止の取組事項について、PDCAサイクルを通じて粘り強く実行
- (e) 事故事例の収集と再発防止策の導入を推進

《平成25年度》

- 国土交通省や各都道府県警察と連携し、不正改造車の使用等が多いと想定される地域や場所、状況等を把握し、当該地域や場所、状況等において重点的に検査を行うとともに、イベント等と関連するなど社会的にアピール効果が高い街頭検査を行うなどにより、効率的かつ効果的な街頭検査に努めた。
- 事務所等において、日頃から警察との情報交換等を行い警察との連携強化に努めた。

《平成26年度》

- 引き続き、国土交通省や各都道府県警察と連携し、不正改造車の使用等が多いと想定される地域や場所、状況等を把握し、当該地域や場所、状況等において重点的に検査を

	<p>○ 不正打刻に対応するための I T 機器等の導入を今後期待。</p> <p>○ 検査結果の提供のさらなる推進に期待。</p>	<p>行うとともに、イベント等と関連するなど社会的にアピール効果が高い街頭検査を行うなどにより、効率的かつ効果的な街頭検査に努めることとしている。</p> <p>○ 引き続き、事務所等において、日頃から警察との情報交換等を行い警察との連携強化に努めることとしている。</p> <p>《平成 2 5 年度》</p> <p>○ 自動車の盗難防止等を図るため、ネットワークシステムを活用し、車台番号等の改ざん事例の全国展開等により、職員による改ざん等に関する確認能力の向上を図り、車台番号の改ざん等の受検事案について、国土交通省へ通報を行った。</p> <p>《平成 2 6 年度》</p> <p>○ 引き続き、ネットワークシステムを活用し、車台番号等の改ざん事例の全国展開等により、職員による改ざん等に関する確認能力の向上を図ることとしている。</p> <p>《平成 2 5 年度》</p> <p>○ 適切な点検・整備が促進されるよう高度化施設により取得した検査情報を活用し、検査が不合格であった車両に対し測定値等の審査結果の提供を順次拡大し、平成 2 5 年度末までに全事務所において審査結果情報の提供を開始した。</p> <p>《平成 2 6 年度》</p> <p>○ 引き続き、適切な点検・整備が促進されるよう高度化施設により取得した検査情報を活用し、検査が不合格であった車両に対し測定値等の審査結果を全事務所において提供することとしている。</p>
--	--	--

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 24 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員 の解任等 は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	<p>(一般管理費、人件費の効率化)</p> <p>○ 国家公務員の水準を上回っている要因については、合理的理由がない場合には引き続き給与水準の適正化に取り組んで頂きたい。また、他の独立行政法人の取組を参考としてより一層、給与水準に関する説明責任を果たして欲しい。</p>	<p>○ 給与水準については、鉄道建設事業の進捗に対応し広域に異動をすることなどから、国家公務員の給与水準を上回っているが、引き続き適正な給与水準が確保されるよう取り組んでおり、平成 25 年度においては、事務所限定職員の採用及び社会人採用の推進など職員採用形態の多様化に向けた取り組みを進めた。さらに、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した給与減額支給措置を通年で実施した結果、国の給与水準を 100 とした場合の平成 25 年度のラスパイレス指数は、平成 24 年度の 116.2 から 111.0 となり 5.2 ポイント減少した。</p>
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>(整備新幹線整備事業)</p> <p>○ 早期完成にも期待したい。</p> <p>(鉄道建設コストの縮減)</p> <p>○ 品質等、他項目との関連も含め、今後につなげるため、コスト縮減の内訳の分析も必要。</p>	<p>○ 建設中の新幹線の各線については、完成予定を達成できるよう、事業の着実な進捗を図っている。</p> <p>北陸新幹線（長野・金沢間）及び北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）については、それぞれ平成 26 年度末、平成 27 年度末の完成に向けて着実に工事を進めている。</p> <p>北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）及び北陸新幹線（金沢・敦賀間）については、完成に至るまでの全体工程を踏まえ、地元協議や中心線測量等を進めるとともに、トンネル等の工事の進捗を図っているほか、九州新幹線（武雄温泉・長崎間）についても、用地取得や関係機関との協議を進めるとともに、トンネル掘削工事や橋りょう工事を推進するなど、工事の着実な進捗を図っている。</p> <p>○ 機構内において「コスト構造改善推進委員会」を開催し、各支社・建設局で実施しているコスト縮減策について、コ</p>

	<p>(技術開発の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コスト削減、利便性向上等へどのように繋がっているかの定量分析を通じて、今後の技術開発の方向性をより明確にして欲しい。 <p>(国際協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際親善のための国際協力ではなく、国際協力とインフラ輸出が連携する形で機能するのが望ましい。 <p>(土地処分の円滑な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 梅田駅地区の土地処分については、地元行政の政策変更に対応した基盤整備事業を進めて欲しい。 	<p>スト削減の内訳の分析を含めた検証を行い、全社的な情報共有を図り、更なるコスト削減策の実施を促すことで、一層のコスト削減に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技術開発課題については、完了後もコスト削減等の成果の検証を毎年行うとともに随時事後評価を行うなどフォローアップを実施しており、その結果および建設現場のニーズを踏まえて次年度以降の課題の選定を行っている。今後も引き続き、コスト削減や工期短縮など、高品質かつ経済的な鉄道建設に貢献できる技術開発を行っていく。 ○ 機構の国際業務は、公的機関の一員として政府の成長戦略である交通インフラの海外展開等に協力することを目的としている。現在、各国において高速鉄道計画が具体化されつつある中で、新幹線のインフラ輸出に向けて国交省や国際協力機構(JICA)等により様々な調査や政府間協議が実施されている。機構としても、インドやマレーシア・シンガポール間、米国カリフォルニア等の高速鉄道計画に係わる調査や政府間協議に専門家を派遣しており、今後も政府のインフラ輸出戦略と連携した取り組みを行うこととしている。 ○ 梅田駅(北)地区については、「大阪駅周辺地域部会」での議論を踏まえ、「適切かつ早期土地処分」に向けて関係機関との協議・調整を進めている。 そのため基盤整備事業については、平成 26 年度末の更地化に向け着実に実施する。
<p>予算、収支計画及び資金計画に関する事項</p>	<p>(船舶共有建造業務に係る財務状況の改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度以降、未収金発生率と未収金残高は大幅に低下している。その意味では、平成20年度から始まった今次中期計画の数値自体が緩やかに過ぎたとみることできる。未収金発生率0.3%など機構の努力を高く評価するものではあるが、目標値との乖離の大きさは、目標値の緩やかさにあるのではないか。次期中期計画を策定する際には参考にされたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期中期計画の策定においては、内航海運業界を取り巻く環境は従来に増して一層厳しいものとなっている一方、船舶の老齢化が進んでおり、代替建造の必要性が高い中で、政策目的の実現と財務状況の改善の両立を図る観点から、見直し方針実施後の近年の平均実績値1.3%を未収発生率の目標値として設定し、類似の金融機関における不良債権の水準以下となるように考慮しつつ、未収金発生率の当該目標値に基づいて算出した31億円を未収金残高の目標値として設定したものである。

独立行政法人国際観光振興機構の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 24 事業年度の総合評価が「A」であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	<p>(組織体制の整備)</p> <p>○ 海外事務所の組織体制について、訪日旅行者が増えている国やプロモーション活動が活発になると思われる国に対しては、引き続き体制の見直し・強化を図っていくべきである。</p> <p>(関係機関との連携強化)</p> <p>○ 関係機関との連携強化を引き続き進めていくべきである。</p>	<p>○ ジャカルタ事務所の開設により、成長が期待される東南アジア市場における業務執行体制を強化する一方、海外事務所長の判断で執行可能な経費を新設し、海外への権限のシフトを行い、機動的かつ効果的な事業実施を実現した。また、国内においては本部の地域に対するインバウンド振興の支援体制を強化し、効率的な組織運営のための体制強化を行った。</p> <p>さらに、海外事務所の業績を定量的(数値目標の達成度)・定性的(実績値に至るまでの具体的な取組み)に把握し、事業・運営の検証を行うとともに、その結果を踏まえ、海外事務所運営の改善を図った。平成 25 年 12 月の閣議決定により、JNTO が訪日プロモーション事業の発注主体となることが決まったことを踏まえ、必要な体制の整備の準備を進めている。</p> <p>○ 在外公館・日本貿易振興機構・国際交流基金・他国政府観光局・民間事業者等との連携事業を積極的に推進し、民間の持つブランド力やノウハウ・ネットワークを活用した費用対効果の高い共同プロモーションや PR 事業を実施し、日本ブランドの確立と訪日旅行の PR に貢献した。</p> <p>特に経済産業省、日本貿易振興機構とは、観光庁及び機構との 4 者による「訪日外国人増加に向けた共同行動計画」に基づき連携を強化し、平成 25 年度中に 9 件(暫定値)の具体的な連携実績を上げることができた。平成 26 年度は日本観光振興協会、日本旅行業協会との 3 者間で連携協力協定を結んだところであり、前年度に引き続き各関係機関との連携協力協定を結んだところであり、前年度に引き続き各関係機関との連携強化を進めている。</p>

また、各海外事務所においては、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構の海外事務所との定期的な会議を開催するとともに、事業連携のみならず、広報用資料の相互配置、各種イベントの関係者への周知及びポスター等の所内掲示、Facebook 等で他法人事業の紹介、会議室の共同利用等の連携強化等を通じたワンストップサービスの提供、施設の共用化の実績を上げることができた。

さらに、インドネシア・ジャカルタにおいて平成26年3月に国際交流基金及び日本貿易振興機構と同一のビルに機構ジャカルタ事務所を開設し、共用化を実現した。また、平成26年6月には中国・上海において、機構上海事務所が日本貿易振興機構の入居ビルに移転し、共用化を実現した。

新たな取組として、観光庁及び機構、フランス観光機構の3者による「日仏間観光協力に関する声明」に調印し、同声明に基づき、共通のビジュアルを活用した日仏両国における双方向の広告実施の取組等の実績を上げた。

(随意契約の見直し)

- 随契監視委員会は四半期ごとに行っている例もあり、今後開催頻度について検討すべきである。

- 効率化対象経費については、円安傾向であった中、一般管理費の削減に向けて努力し、事業の実施にあたっては、一般競争入札を実施することを原則とし、出来る限り競争性の高い契約を採用すること等による効率化に努めた。

また、競争性のない随意契約については、前年度に比べ1件増加したものの、金額は減少した。これらの契約は、競争契約等への移行が困難である本部事務所の借家料等である。なお、随意契約等見直し計画のフォローアップの公表等契約関係情報の公表を行うとともに、契約監視委員会の開催や随意契約に係る監事監査を実施する等入札・契約の適正な実施についてチェックを行っており、随意契約の不断の見直しを行っている。平成25年12月の閣議決定により、JNTOが訪日プロモーション事業の発注主体となることが決まったことを踏まえ、必要な体制の整備の準備を進めているとともに、契約監視委員会の開催頻度を増やすべく検討を行っている。

(民間からの出向者等の活用)

- 今後、中途採用者の積極的な活用も検討していくべきである。

- 平成25年度は新卒採用(4名)に加え、中途採用(1名)を実施し、即戦力の強化を図るとともに、全職員を対象とした人事評価制度を見直し、能力評価及び業績評価の2種類に区分することにより、各職員の能力及び業績をより適切に評価し、その結果を処遇に反映した。

	<p>(内部統制の充実)</p> <p>○ 不祥事等が発生した場合には、内部統制が機能していたかが直ちに問題となる。機構全体として、引き続き各種規定に基づいた適正な業務運営の確保に努めるべきである。</p>	<p>なお、キャリア形成に配慮した人事異動を行うとともに、業務遂行に必要な知識・スキルを習得する機会を拡充すべく、目的・テーマ別研修等（奨学金を含む）を実施し、職員の能力開発・向上を支援し、職員の能力・資質向上を図るとともに、職員表彰制度を導入した。</p> <p>○ 内部規程を整備し全職員を対象としたコンプライアンス及び内部統制（情報セキュリティ対策を含む）や会計関連の研修を強化実施することで内部規程等の周知徹底を図った。</p> <p>新たな取組として、年度計画を踏まえ、部・海外事務所ごとに果たすべき役割や職員の行動規範を定めた「組織・業務目標」を策定し、役職員に周知することにより、業務運営方針や組織・業務目標を明確化した。</p> <p>また、監事監査計画により各種監査を実施し、指摘事項を踏まえ業務の改善に取り組んだ。</p> <p>平成25年12月の閣議決定により、JNTOが訪日プロモーション事業の発注主体となることが決まったことを踏まえ、必要な体制の整備の準備を進めているとともに、予算の適切な執行や契約に係る適正性の確保を担保する内部統制の在り方について検討を行っている。</p>
<p>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>(訪日外国人旅行者誘致のための事業)</p> <p>○ ページビューが伸びていることは適切に評価すべきであるが、ページビューは Web サイトの効果を測る指標の一つであり、ページビューを重視しすぎることがないように留意して、今後の目標設定をしていくべきである。</p>	<p>○ 訪日旅行の有望新興市場である東南アジア向けに、新たにベトナム、インドネシア版 Facebook ページを開設し、あわせて15市場を対象とする Facebook ページから、「日本の今」を伝える旬な情報や、各市場における日本関連情報などの発信を行った。その結果、Facebook ファン数は1年間で約66万人から約128万人へとほぼ倍増した。</p> <p>また、訪日外客が関心を持つ多様なテーマを深掘りして特集するマンスリーウェブマガジンの5言語での発行、地域特産品情報を始めとする新規コンテンツ整備、スマートデバイス向け機能拡充などを通じて、機能やコンテンツの拡充を図った結果、JNTO ウェブサイトのアクセス数は平成25年度の実績として、約41%増の4億6,100万ページビューとなり（平成24年度実績（約3億2,660万ページビュー））平成25年度計画の数値目標である3億4,200万ページビューを大きく上回った。</p> <p>平成26年度は、引き続き、新興・潜在市場向けコンテンツ、スマートデバイス向けコンテンツの更なる拡充等を</p>

(国際会議等の誘致・開催支援業務)

- 国際会議の誘致について、円高による会議諸経費の高騰や震災の影響など、機構の責めに帰すことができない事由によるところも大きいとはいえ、会議の誘致件数が、震災の影響を受けた平成23年度よりは上回ったものの、目標値に届かなかった。今後とも、日本におけるMICEの魅力積極的に発信していくとともに、国際会議の誘致に向けた関係機関への働きかけを、本部、海外事務所一体となってより強力に実践する必要がある。

通じて、発信する情報の質の向上や利用者の利便性の向上に取り組んでいる。

- 国際会議については、マーケティング機能の強化、海外におけるネットワーク拡大とMICE専門見本市等への参加を通じた情報収集・分析、国内における有力な会議主催者との関係強化等の取り組みにより新規誘致案件の発掘機能を拡大した結果、昨年を10件上回る67件の誘致に成功した。特に9月以降には、観光庁と連携し、内閣総理大臣、所管大臣等の招請状の発出、会議主催者、学協会、自治体等関係者が一致団結し国を挙げたオールジャパン体制による誘致活動等が奏功し、開催規模4,000名以上の大型会議が決まる等、機構が誘致に成功した国際会議への外国人参加者予定数は、3万911人となった。

一方、インセンティブ旅行については、東アジア、東南アジア等の有望市場からの企業や旅行会社キーパーソンを対象とした訪日視察旅行や海外現地でのインセンティブセミナーの実施等の取り組みの結果、約900件の誘致に成功し、インセンティブ旅行への外国人参加者予定数は6万1,217人となった。その結果、両者を合わせた同予定数は9万2,128人となり、平成25年度の目標である8万2,700人を大きく上回った。

また、国際会議の開催支援業務として、国際会議観光都市、コンベンション推進機関等を対象とした人材育成事業を実施した。

平成26年度も引き続きグローバルMICE戦略・強化都市の全7都市を訪問し、今後の支援のあり方等について意見交換を実施するなど誘致主体との連携強化を進めており、ユニークベニュー開発・促進やインセンティブの誘致拡大等にも取り組んでいる。

独立行政法人水資源機構の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期計画に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 24 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等を行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ <武蔵水路での油流出事故について、>最終的な流出防止は食い止めたものの、昨年度の再発防止策が不十分であったと判断され、徹底した再発防止策の立案が望まれる。 ○ 今後とも渇水対策、水質保全対策に関する取り組みを強化し、用水供給に万全の備えを進めるよう期待する。 ○ 計画規模を超える洪水への対応について、事前放流の検討や降雨流入予測の高度化など、洪水被害低減の取組みを継続することを期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構発注の工事等に起因する水質事故については、武蔵水路で平成 23 年度、平成 24 年度と油流出事故が発生している。このことを教訓にした、徹底的な再発防止対策の継続的な取組、機構内での周知徹底の結果、平成 25 年度に機構発注の工事等に起因する水質事故はなかった。 ○ 平成 25 年度は、施設管理規程に基づき的確な管理を行い、利水者に対し安定的な用水供給に努めるとともに、全施設で水質管理計画を作成・運用し、水質保全対策等を実施した。 淀川水系を除く 6 水系で渇水となり、渇水対策本部・支部を設置し、渇水調整、水源情報の発信、関係機関への周知等を実施するとともに、下流河川への利水補給量をきめ細かく見直すなど、ダム貯留水の効果的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響の軽減に努めた。 また、水質異常が発生した施設においては、迅速に河川管理者及び利水者等へ情報提供し、連絡・調整を図り、臨時水質調査等により情報把握を行うとともに、選択取水設備等の的確な操作を実施し、水質異常の影響の回避・低減に努めた。 平成 26 年度も引き続き、必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給するとともに、渇水時においても利水者間の調整が円滑になされるよう対応するほか、利水者へ常に安全で良質な水を供給する。 ○ 平成 25 年度は、実測値を用いた事前放流方法の見直し、異常洪水時のダム統合操作の客観的なルール、分布型流出予測モデルの検討などを行い、平成 26 年度も引き続き検討を進める。 平成 25 年 9 月の台風 18 号では、日吉ダムでは貯水容量

	<p>○ 南海・東南海トラフの地震に関してどう対応していくのか検討し、十分な対策を講じてほしい。</p> <p>○ 小水力発電所への取り組みなど環境面のニーズは一段と高まっているだけに、一層の取り組み強化を期待したい。</p>	<p>を最大限活用し洪水時最高水位を超えて貯留を継続する操作、木津川ダム群では統合操作や放流量を抑えてダムへの貯留量を増やす操作等の高度な操作により洪水調節を実施し、ダム下流河川の水位低減、洪水被害軽減を図った。</p> <p>○ 平成 25 年度は、今後発生が予想される最大級の地震に対する施設被害の防止・軽減のため、ダム・水路等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるため、耐震性能照査や耐震補強を実施したほか、大規模地震時の業務継続性確保のため燃料の迅速な融通を可能にする取組や、地震後の通水機能の早期確保等のため備蓄資材の各県・市町等との相互融通を可能とする取組等を実施した 平成 26 年度も引き続き、耐震性能照査や耐震性能の強化などを計画的に推進する。</p> <p>○ 平成 25 年度は、初瀬水路取水塔の小水力発電設備を完成させ、運用を開始した。また、愛知用水、木曾川用水及び房総導水路で、用水路上部や管理用地において機構として初めて太陽光発電を完成させ運用を開始し、再生可能エネルギーの活用推進を図った。 平成 26 年度も引き続き、小水力発電や太陽光発電の検討・導入を進める。</p>
<p>業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>○ 人件費の削減に向けた取組は国家公務員と比べて給与水準が高い状態が続いている。</p> <p>○ 水資源機構が有する資産は、地域ごとに異なっており、昨今の情勢では、資産の処分が困難な状況にあることから、市場調査を綿密に行うなど順をおって実施すべきである。</p> <p>○ 予定していた宿舍処分が次年度送りとなった点は残念であった。速やかな処分の実施が望まれる。</p>	<p>○ 役職員について、役員は本給の 6.5 %カット(職員は本給の 5.0 %カット)、地域手当の支給割合 20 %カット及び地域手当の異動保障の適用の凍結を実施した。 これらの取組によって、平成 25 年度は平成 24 年度と比較して 2.0 %、平成 17 年度と比較して 28.5 %の削減となった。 平成 26 年度も引き続き、国家公務員に準じた人件費縮減の取り組みを行う。</p> <p>○ 地方部の資産については不利な立地等のため市場性に乏しい等により入札不調等が予想されたことから、市場の動向を把握しながら入札の実施回数に応じて、①価格非公表、②価格公表、③価格公表先着順受付の順に入札条件を段階的に緩和し、処分が進むよう「不動産の売り払いに関する事務処理方針」を策定した。 上記方針に基づく処分に取り組んだ結果、平成 25 年度に処分することとしていた 17 件のうち処分が困難で第 2 期中期計画において処分できなかった 5 件を含む 13 件の処分を完了し、着実に手続きを進めた。</p>

		平成 26 年度も引き続き、できる限りの処分手続きを適切に進めていく。
--	--	-------------------------------------

独立行政法人自動車事故対策機構の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 24 年度の総合評価が A 評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	○ 限られた経営資源の中で、確実かつ効果的な業務運営を行う必要があり、業務の効率化や組織運営の効率化について、引き続き検討、実施することが求められる。	○ 組織運営の効率化を図るため、平成 25 年度は閣議決定、与党提言等の趣旨を総合的に勘案し、組織合理化方策を取りまとめた。今後は、当方策の内容に沿って、支所業務の集約化・効率化、人員配置、体制の見直しを図ることとしている。 ○ 業務の効率化を図るため、指導講習・適性診断に係るインターネット予約について予約受付開始を 1 ヶ月以上早めるなどにより、利便性の向上を図った結果、インターネット予約率は指導講習で 77.3 % (平成 24 年度 52.5 %)、適性診断で 54.1 % (同 32.1 %) となり、また、契約事業者及び貸出機器による一般診断の利用促進を図った結果、支所以外での一般診断受診者の割合は、49.9 % (同 47.4 %) となり、電話対応等の時間が減少するなど、受付業務等の効率化が図られた。平成 26 年度においても引き続き業務の効率化を図ることとしている。
	○ 給与水準については、国家公務員と概ね同等の水準となっているが、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取り組む必要がある。	○ 適正な給与水準とするため、国家公務員の退職手当法改正を踏まえて、退職手当支給規程を改正し、役員及び職員の退職手当引き下げを行うとともに、国家公務員の給与法改正を踏まえ、55 歳を超える職員の昇給抑制を行った。また、新規職員を平成 25 年度に 37 名採用し、職員の新陳代謝を図った。 ○ 平成 25 年度の給与水準 (年齢勘案) は 104.9 (平成 24 年度 104.5) となっているところであるが、平成 26 年度においても引き続き適正な給与水準となるよう取り組むこととしている。
国民に対して提供するサービスその他の	○ 安全指導業務における民間参入の促進については、引き続き、新たに指導講習・適性診断の認定機関になろうとする民間団体等に対して、これまで培	○ 安全指導業務に係る民間参入を促進するため、新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等に対し、講習教材や診断機器 (i-NATS) の提供、認定取得

<p>業務の質の向上に関する事項</p>	<p>ったノウハウの提供等を積極的に行うことが求められる。 また、参入促進のための取組方策を策定し、計画的に実施する必要がある。</p>	<p>に必要な要件研修（教育訓練）を実施した結果、指導講習においては 20 者、適性診断においては 23 者が平成 25 年度中に参入事業者としての認定を受けた。さらなる民間参入促進に係る取組については「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、平成 25 年度末に国が作成した民間参入促進のための工程表に沿って、着実な実行を図ることとしている。</p>
	<p>○ 被害者のニーズも踏まえつつ、引き続き、療護施設や訪問支援の充実等、重度後遺障害者への支援の重点化が求められる。</p>	<p>○ 重度後遺障害者への支援の重点化を進めるため、療護施設並びに主管支所及び支所において、次のような取組を行った。平成 26 年度においても、引き続き重度後遺障害者への支援の重点化に取り組むこととしている。</p> <p>①療護施設では、質の高い治療及び看護を実施した結果、遷延性意識障害からの脱却者数が 30 人となった。また、試験的に導入した新看護プログラムについて、32 人の患者に対して実施した結果、表情の変化、関節や筋肉の拘縮の改善等が見られたことを踏まえ、当該プログラムの本格導入を図ることとした。</p> <p>②コーディネーター（被害者支援専門員）を養成して全主管支所に配置したほか、各主管支所及び支所において、2,296 人の介護料受給者宅を訪問し、相談対応、情報提供等を行うなど、被害者支援業務の充実を図った。また、交流会等を各地で開催することにより、介護料受給者、介護者等が意見交換を行ったり、医療専門家から助言・指導を直接受けるなどの機会を設けた。さらに、短期入院・入所促進のため、国土交通省、短期入院協力病院、被害者団体等の参加による意見交換会を、各主管支所の主催により、順次開催した。</p>
	<p>○ 関東西部地区における委託病床については、委託先が決まっておらず、多くの被害者に公平な治療機会を確保する観点から、着実な対応が求められる。</p>	<p>○ 関東西部地区における新たな委託病床については、入札参加意思のある病院探しを継続して行ったが、一般病院の場合看護師の定着率が低く、機構の基準を満たすだけの増員が困難であることや、急性期病院として地域への貢献が必要であり、病床の稼働率が高く、空床が少ないことなどの理由により、選定には至らなかった。平成 26 年度は、委託先病院の選定に向けた方策を再度検討の上、入札参加意思を有する病院を確保した上で、入札手続きを開始する。</p>

独立行政法人空港周辺整備機構の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた項目について、中期計画に沿った年度計画を順調に実施し、国土交通省独立行政法人評価委員会による平成24年度の総合評定が「A（中期目標の達成に向けて着実な状況であると認められる。）」であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
総合評価	○ ホームページによる広報の内容や構成、国民からの意見を積極的に取り込む方法等について、一層の工夫、努力が求められる。	○ 平成25年8月に「ホームページの充実等に関する検討会」を立ち上げ、ホームページ全体の内容について検証・見直しを図り、25年11月及び12月に改修を行った。今後も、引き続きホームページの充実に向けた取り組みを図っていく。
	○ 評価基準については、努力が評価できるInput指標による評価が多い。本来的には成果が評価できるOutcome指標とするべきで、また、事業報告書の記載内容に具体的な成功例を記載する等、平成25年度からの新たな評価方法に向けて検討すべき。	○ 第3期中期目標期間の初年度である平成 25 年度の評価より、各取組による成果や効果について事業報告書に出来る限り明記するとともに、新たな評価の目安とするため、各取組状況における個別の評価事項及びその事項を評価するための指標等を定めた評価指標一覧を作成した。

独立行政法人海上災害防止センターの平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 24 年度の総合評価が『A』評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	<p>(給与水準)</p> <p>○ 引き続き人件費の抑制に努めるとともに、業務実績及び情報公開を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。</p>	<p>○ これまで役員報酬の減額、職員俸給表の引下げ、枠外昇給制度の廃止など、国家公務員に準拠した給与水準の是正を行ってきたところであり、平成 25 年度においてもこれらの取り組みを維持継続した。</p> <p>また、民間法人化を控え、国からの出向者に代わる職員の補充として若手職員の採用を段階的に進めており、これら取組みを通じて、給与水準の引下げ及び総人件費の抑制を図っている。</p> <p>平成 25 年度給与水準の適正性について検証を行い、その結果を 25 年度業務実績報告書に記載のうえ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価を受けるとともに、評価結果についてホームページ上で公表した。</p>
	<p>(随意契約・一者応札)</p> <p>○ 監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成 21 年 12 月 21 日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について点検、見直しを行っているところ、今後も、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検・見直しを進め、一層の競争性及び透明性の確保に努めること。</p>	<p>○ 小額随意契約を除く全ての契約について、詳細かつ厳格に審査を行い、競争性、透明性の確保等を図るため、全ての広告をホームページに掲載し、契約情報提供の充実を図るなど、平成 22 年 6 月に策定した「随意契約等見直し計画」に沿った取組みを行い、平成 20 年度に 46 件であった随意契約を 22 件まで引き下げ、計画を達成している。</p> <p>また、より一層の透明かつ公平な契約手続きの確保を図るため、監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を開催し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約に関して点検を受け、平成 25 年度に係る契約について、特段の指摘は受けていない。</p>
国民に対して提供するサービスその他の	<p>(内部統制)</p> <p>○ 監事、会計監査人に指導、提言を受けつつ、役員等のイニシアティブの下、内部統制の更なる向上に努</p>	<p>○ 内部統制については、主として次の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業会計原則に対応した会計システムに関する情報セキ

業務の質の向上に関する事項

めること。

- ・ ユリティー対策を検討し、新会計システムを導入
- ・ 事業継続計画に基づき、本部機能喪失に伴う機材証明書の発行業務に関する運用訓練を実施

独立行政法人都市再生機構の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定めた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 24 年度の総合評定が「A」の評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>(公の政策目的に資する都市再生の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市再生業務に関しては、地方都市の中心市街地の活性化等の地域活性化に資する取り組みとして着実な実施をしていることは理解できるものの、地方都市の地盤沈下や経済活動の低迷化が続いていることも現実で、今後も様々な取り組みをしていくべきであり、都市再生事業による地域活性化の一層の活動が期待される。 ○ 密集市街地の整備改善のための総合的な取り組みは、機構の調整機能を生かした機構ならではの取り組みであり高く評価できるが、防災性の向上や環境改善による安心安全なまちづくり等の点は、さらに深化を進めることが期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方都市においては、持続可能な社会の構築に向け、居住と経済活動の場としての機能を確保できるよう、コンパクトシティの実現を目指し、都市の再構築を推進することが必要であると認識しており、このため、主として以下のテーマに重点的に取り組むことにより、地方都市の地域活性化を推進して参りたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能・居住の立地適正化に関する計画等の策定支援 ・集約すべきエリアへの都市機能・居住の誘導 ・老朽建物・低未利用地の再編・再整備 ・中心市街地の活性化等の支援 ○ 東日本大震災の発生以降、国及び地方公共団体において、防災対策の見直しや取組の強化が行われている。このような中、機構は、まちづくりの主体となる地方公共団体との適切な連携、役割分担のもと、多様な手法を活用して、密集市街地の整備改善の促進を図って参りたい。 <ul style="list-style-type: none"> 具体的には、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難路・延焼遮断帯として機能する都市計画道路（防災環境軸等）の整備

	<p>○ 人材交流をさらにすすめ、必要なノウハウを積極的に自治体に提供することが期待される。</p> <p>(住宅セーフティネットとしての役割への重点化)</p> <p>○ 賃貸住宅業務に関しては、住宅セーフティネットとしての役割の重点化としての取組、高齢者・子育て世帯などに対する優先入居措置などの適切な実施、あるいは、バリアフリー化を図った住宅の供給、見守りサービスの提供といった様々な取り組みをしている点は評価できるが、その取り組みの成果なども</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要生活道路の整備及びこれと一体的な沿道市街地の整備 ・ まちづくりの協議会の立ち上げ・運営や、事業計画策定の支援など、防災性を高め生活環境の改善を図るためのコーディネート ・ 防災街区整備事業、機構の取得地活用等による老朽化した木造住宅等の建替え等の木密エリア不燃化促進 ・ 事業に伴い移転が必要となる地権者のための住宅の整備 <p>○ まちづくりの主体となる地方公共団体からの調査受託等を通じ、住宅市街地総合整備事業(密集型)の整備計画や地区計画等の策定の支援や、マンパワー不足等により地方公共団地では実施できない生活道路整備を受託するなどの技術提供を行っているところ。</p> <p>また、「街みちネット」(密集市街地での共同建替え、道路整備などの事業に携わり、地域に密着したまちづくり活動を行なっている自治体等の担当部局、事業者、団体などの皆様に参加を呼びかける密集市街地整備情報ネットワーク)の事務局運営を通じ、密集市街地整備地区の見学会や情報発信を展開するとともに、積極的に地方公共団体等との交流を通して技術提供等を行っているところ。</p> <p>○ 高齢者世帯とその支援世帯の優先入居措置として、新たに近居促進制度を導入することにより、住宅セーフティネットとしての機能の充実を図るとともにミクストコミュニティの形成を促進。近居促進制度の利用者は40代以下及び70代以上の割合が高い。</p> <p>また、住宅のバリアフリー化及び見守りサービス</p>
--	---	--

	<p>充分配慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セーフティネットとしても住宅を維持するためには、長期の整備計画が重要である。機構は、膨大な公共住宅というインフラを抱えているため、長期の整備計画を立て、着実に維持管理と修繕更新を進めることが重要である。 ○ また、長期にわたって賃貸住宅としての価値を維持していくために、賃貸住宅分野への適切な規模の再投資を行うことが必要である。現状の再投資規模は必ずしも十分ではなく、一部団地ではコンセッション方式によりモダニゼーションを図るなどの工夫がなされるべきである。 ○ 民間事業者と連携した新たな子育て支援サービスの試行は、次世代を担う子供の育成を社会でサポートする新しい試みとして継続し、その成果を着実にあげていくことが重要である。 また、実験や試行を一般化し、さらなる量的な進捗につなげることが期待される。 ○ 高齢対応や少子化対応に関する様々な取り 	<p>の提供についてもこれまでの成果を踏まえつつ、着実に推進しているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スtock再生・再編方針に基づき、個別団地毎に「団地別整備方針」を策定し、当該方針に基づき団地を管理・整備しており、今後も適時適切に見直し、着実に維持管理と修繕更新を進めていく。また、国の長寿命化計画を受け、UR賃貸住宅の長寿命化に関する計画をH26.4に策定し、公表した。 ○ 個別団地の収益性に着目して収益改善効果が高い団地においては、リニューアル等投資を実施。また、団地の特性に応じて民間事業者等との連携を行い、新しい商品開発等を行った。 一部の団地においては、機構から一定期間住棟を借り受けた民間事業者が、既存住棟を活用して自らの負担でリノベーションを行った上で、サービス付高齢者向け住宅として運営している。 ○ 民間事業者と連携した新たな子育て支援サービスの試行については、平成25年度も継続して実施し、今後のニーズ把握、水平展開へ向けた検討を行った。 この結果、集会所を活用しての保育事業者による一時預かりサービスについては平成26年度より本格実施した。 ○ 地域の医療福祉拠点とする団地については、アン
--	---	--

	<p>組みがなされているが、それらのアウトカム（世帯数が増加、満足度向上、自立支援等）評価の検討が望まれる。</p> <p>○ UR団地において高齢世帯と若年世帯のバランスを図る対策を検討することが必要である。</p> <p>○ 民間事業者がサービスを提供する施設の利用度や利用者の意向の調査を適切に行い、実際に居住者の満足度向上につながっているかどうかを把握すべきである。</p> <p>○ 団地のリノベーションプロジェクトとしてMUJI×UR等の新たな試みがなされており、旧団地の区切られた団地のイメージを取り払い、シンプルで分かりやすい白を基調とした若者向けに解放した空間の提案や、新たな暮らし方の提案をしており、従前の団地を生かしながらの取り組みとして評価できる。子育て時代と老年時代とで住居に対する考えが違、ライフサイクルによって住居とのつ</p>	<p>ケート調査などを実施し、適切な指標や数値目標を設定の上、その効果の把握に努め、以後、実施する事業において適切に活用し、より望ましい整備効果の発現に寄与させることとしている。</p> <p>そのため、具体的な指標等を平成 26 年度に検討する予定である。</p> <p>○ 近居促進制度の導入により、住宅セーフティネットとしての機能の充実を図るとともにミクストコミュニティの形成を促進。近居促進の利用者は 40 代以下及び 70 代以上の割合が高い。（再掲）</p> <p>また、子育て世帯を対象とした家賃割引制度や定期借家を活用した制度の導入により、若年世帯の入居を促進している。</p> <p>○ 地域の医療福祉拠点とする団地については、アンケート調査などを実施し、適切な指標や数値目標を設定の上、その効果の把握に努め、以後、実施する事業において適切に活用し、より望ましい整備効果の発現に寄与させることとしている。</p> <p>そのため、具体的な指標等を平成 26 年度に検討する予定である（再掲）。</p> <p>○ 平成 25 年度は、MUJI×URを首都圏において新たに展開し、供給戸数を拡大した。</p> <p>この他、新たな民間企業や大学との連携による団地・住宅リノベーションを行うなど、新しい暮らし方の提案を推進。20 代、30 代の若年層の需要を喚起・獲得した。</p>
--	---	---

きあいも異なるとする今までとは異なる考え方も徐々に浸透しつつある。そのあたりを意識した取り組みであり、URの賃貸住宅の新しい提案の1つとして今後に活かされるとよい。

- 定期借家契約による事業例をさらに増加させ、資産のさらなる有効活用をはかるべきである。
- 団地によっては自治会の高齢化や低組織率などに陥っているところもあると推測されることから、人的マネジメントを含めた団地コミュニティの活性化にさらに取り組む必要がある。
- 収益安定のためには、賃貸収入を着実に確保していくことが大切。今後は、空室率などの改善につながる工夫をさらに進める必要がある。

- 平成 25 年度から新たに以下の定期借家を導入している。
 - ・ 一部の団地において、政策課題への対応として子育て世帯等を対象とした定期借家を導入。
 - ・ 平均居住期間が比較的短い都心の高額物件等を対象とした定期借家を試行的に導入。今後とも、入居促進、経営改善の支障とならないように留意しつつ、積極的に定期借家を活用していくこととしている。
- 自治会活動に対する集会所の貸与を継続して実施している他、子育てサークルや相談会等の子育て支援活動に対して集会所を提供するなど、団地コミュニティの活性化に取り組んでいる。
- UR賃貸住宅においては、例えば以下の方策を採って入居率の向上に努めている。
 - ・ 営業拠点の拡充・強化
 - ・ 民間事業者との連携によるリノベーションなど、新しい暮らし方の提案を推進することによる、新たな顧客層の獲得
 - ・ 近居促進制度等、募集・入居促進における新たな制度の導入

	<p>○ 試行的取組に関し、取組後の評価やどのくらい水平展開されているのか等機構の努力が分かるような整理を行うことが望ましい。</p> <p>(ニュータウン整備事業)</p> <p>○ ニュータウン事業に係る用地の供給・処分に関しては、東日本大震災の影響を受けたとされた昨年よりは上回ったものの、年度計画の目標に対しては達成率60%となっており十分ではなく、さらに努力を重ねる必要がある。</p>	<p>○ 既存ストックにおける住棟活用の取組み、子育て支援活動等については試行的取組の結果を踏まえ、有意義と判断されたものについては、積極的に順次水平展開している。</p> <p>具体例として、平成24年度に西日本で実施したMUJ I×URについては、新しい住まいの提案をはじめ、若年層需要の喚起・獲得等の成果を得た。そのため平成25年度は、首都圏において新たに展開し、供給戸数を拡大したところ。</p> <p>また、第3期中期計画においては、全国20団地程度で先行的・重点的に地域医療福祉拠点的形成するとともに、この取組を参考とし、平成30年度までに100団地程度で地域医療福祉拠点の形成に着手する方針を決定している。</p> <p>○ 平成30年度末の供給・処分完了を見据え、販売体制の転換や事業者ニーズに対応した宅地の供給及び販売方法の拡充等により、平成25年度計画(400ha程度)に対し464haを達成。(達成率116%)</p> <p>主な取組は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種・エリア毎の需要に漏れなく対応するため、業種別(広域営業)及びエリア別営業が連携して販売する体制に転換 ・ 都市計画変更による用途規制の見直し(例:施設用地⇒戸建住宅用地)等の実施 ・ あっせん制度の活用等による不動産業者等の販売営業網の活用 ・ 進出条件提案方式募集、大街区分割引渡し制度等の販売促進制度の拡充・活用 ・ 素地等用地の販路拡大のため官公庁オークションを試行実施
--	--	---

(東日本大震災からの復興に係る業務の実施)

○ 東日本大震災からの復興に係る業務に関する今回のSSの評価は、今後CM方式による発注を行い、実践の成果として現れてくるであろう発注の成果物とその時間軸によって検証されることになると思われるので、成果が得られるよう引き続き努められたい。

○ なお、復興支援が日常・平常業務に与える影響については、継続的にモニタリングするとともに、短期雇用やアウトソーシングにより、支障のないよう対応する配慮が必要である。

○ CM方式は、透明性などの課題に対処した機構ならではの画期的な取組みと評価できる。透明性確保、地元配慮、工期短縮など復興の起爆剤となっており、なぜ機構でCM方式を実施できたかについて分析やアピールを行い、日本全国にフィードバックすることが期待される。

○ CM方式を採用した各地区において、発注者と受注者が連携し事業の加速化に向けたマネジメントを実施。女川町中心市街地地区における駅前まちびらきや東松島市野蒜地区における仙石線復旧に向けた用地引渡し、宮古市田老地区における高台造成等、多くの事業で目標工期を遵守、或いは前倒しして工事を完成できる目途がたったところ。

平成25年度においては、より確実な業務推進、マネジメント効果の一層の発現に向けて、「マネジメントを活用した事業推進検討会」を設置。同検討会での議論を踏まえマネジメント効果が確実に発現できるよう、CM方式の改善、充実化を図ってきた。

○ 人員の適正な配置等により運営の効率化を図ることで、被災地の早期復興に向け現地支援体制を増員する一方、都市再生事業等及び賃貸住宅の管理・活用等の業務についても、実質的な業務に支障を来さぬよう体制の維持に努めた。

○ これまで機構で蓄積してきた市街地整備における建設調達の実験を生かし、復興事業に求められる要素を迅速に実現するための発注ロットの設定や技術提案項目の設定を行うなど、CM方式における発注の枠組みを構築した。

また、自らの発注に留まらず、地方公共団体のニーズを分析するとともに、より効果的な発注の枠組みを検討し、大槌町、石巻市、気仙沼市では、地方公共団体によるCM方式の発注支援も行っているところ。

(以下、再掲)

	<p>(環境への配慮)</p> <p>○ 民間企業の取り組みが進むよう、ノウハウや技術の伝達が期待される。また、今後も社会的貢献に努める必要がある。</p>	<p>平成 25 年度においては、より確実な業務推進、マネジメント効果の一層の発現に向けて、「マネジメントを活用した事業推進検討会」を設置。同検討会での議論を踏まえマネジメント効果が確実に発現できるよう、CM方式の改善、充実化を図ってきた。</p> <p>○ 民間事業者等に土地譲渡を行う機会に、事業実施の際に参考となる環境配慮対策メニューを紹介したパンフレットを民間事業者等に広く配布し、活用を求めるとともに、環境技術等の導入を土地譲渡の条件とする取組を行った。その他、都市再生機構の環境配慮への取組をまとめた『環境報告書ダイジェスト』を作成し、有識者や民間事業者等に向け広く配布した。</p> <p>また、機構が地球温暖化対策実行計画として 2008 年に策定した UR - eco プラン 2008 の計画期間が終了することに伴い、今後も切れ目なく取組を推進するために UR - eco プラン 2014 を策定した。</p>
<p>業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>(入札及び契約の適正化の推進)</p> <p>○ 工事価格が安ければいいのではなく、質の確保や公正な取引の観点から適切な配慮が行われているかどうか分かるような整理を行うことが望ましい。</p>	<p>○ 入札及び契約の適正化を推進するため、公正な取引の観点から競争性及び透明性を高めるとともに、品質の確保に向けて取組を進めているところ。</p> <p>主な取組は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 競争性を高める取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 随契見直し計画に基づき競争性のある契約への移行 ・ 1 者応札・応募となった契約については、外部有識者等から構成される契約監視委員会（原則年 4 回実施）や入札監視委員会（4 支社等において年 11 回実施）において点検を受ける。

		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 品質の確保に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質確保に必要な資格要件の設定（競争性を損なわないことに留意） ・ 必要に応じて公募方式に総合評価方式を採用 ➤ 透明性を高める取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構ホームページ等における積極的な情報公開・提供 <p>＜主なホームページ掲載内容＞</p> <p>契約監視委員会及び入札監視委員会の審議概要、総合評価方式の適切な運用のために策定された「総合評価ガイドライン」、少額契約以外の全契約の締結結果（契約者、応札者数、落札率等）等</p> <p>また、CM方式の発注を導入し、一体的マネジメントやオープンブック方式の採用等、質の確保と契約の透明性・公平性の向上を図った。</p>
<p>その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>(人事に関する計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少ない人員をやりくりして東日本大震災の復興支援に多くの人材を拠出していることから、その他の業務に支障のないよう十分配慮する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 25 年度においては、退職者数に対して補充する採用者を抑制するなどにより、職員数の計画的削減に取り組みつつ、人員の適正な配置等により運営の効率化を図ることで、被災地の早期復興に向け現地支援体制を増員する一方、都市再生事業等及び賃貸住宅の管理・活用等の業務についても、実質的な業務に支障を来さぬよう体制の維持に努めた。

独立行政法人奄美群島振興開発基金の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が着実な実施状況にあると認められ、独立行政法人評価委員会による平成 24 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行われなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現下の経済状況は引き続き厳しい状況ではあるものの、今後とも、奄美群島における奄美基金の果たすべき役割を認識し、利用者ニーズの更なる発掘に努める等、引き続き奄美群島の自立的発展に向けた取り組みを行っていく必要がある。 ○ 職員間の相互チェックと上司によるモニタリングの更なる活用を図るなど、費用対効果を勘案しつつ、組織規模にふさわしい内部統制の枠組みを構築することに十分配慮する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 25 年度においても、引き続き利用者ニーズを把握するため、奄美基金への要望事項、事業者の業況等を調査項目とするアンケートを実施し、対応可能な事項については速やかに対応するとともに、その他の事項についても引き続き「評価・点検チーム」で協議、検討を行うこととした。また、平成 25 年度からは、利用者の利便性の向上を図るため、利用者の満足度を数値化し業務に反映させることとした。「保証業務関係者会議」、「融資業務関係者会議」を通じ、金融機関、地方公共団体等と、群島内産業、経済状況、資金需要の動向等について情報交換を行うとともに、当基金役員が講師となって、各地域の商工会・経営団体等に対する創業セミナー、土曜相談窓口を実施した。更に必要性の高い事業者に対しては個別の経営指導、業務改善・経営セミナーの実施等、事業者への総合的なサポートの強化に取り組んだ。 ○ 平成 25 年度に内部監査、マニュアル等の改正、業務実施態勢のチェック等を担当する、内部監査担当を専任配置し、内部統制の強化に努めた。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業再生や経営支援の専門家を育成するためにも、政策金融機関や民間金融機関との人事交流を検討する必要があると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 25 年度においても、職員の資質向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関への研修に参加した。政策金融機関や民間金融機関との人事交流については、その内容も含めて引き続き検討している。

<p>予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>○ 業務及び組織運営面における改善事項を着実に実行していくとともに、延滞債権の削減、保証、融資等の充実等を通じ単年度利益の確保、繰越欠損金の解消に努めることが必要。</p> <p>○ 保証業務と融資業務の両方において、リスク管理債権残高を減少させても総残高がそれを上回るほど減少していることで、リスク管理債権割合が高いままである。総残高が計画を下回っている原因と対策を検討する必要がある。</p>	<p>○ 平成 25 年度においては、審査の厳格化、期中管理の徹底及び事業者に対する経営・再生支援、債権管理サイクルの確実な実行等によるリスク管理債権の削減に加え、一般管理費の削減に努めた結果、単年度利益を計上した。 平成 26 年度においても引き続きこれらの取組を維持し、繰越欠損金の解消に努めることとしている。</p> <p>○ 審査の厳格化、期中管理の徹底及び事業者に対する経営・再生支援、債権管理サイクルの確実な実行等を維持することでリスク管理債権の削減を図るとともに、関係機関への周知、利用者ニーズの把握を徹底することに加え、奄美群島の振興開発に係る事業者、住民、NPO その他の関係者間との連携を強化することにより、資金需要の増加に努めることとしている。</p>
----------------------	---	---

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成24年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページは当初に比べると格段に見やすくなった。アンケートページをユーザーが利用しやすいよう、記入式ではなく選択式にするなど、さらなる改善が望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独法評価委員会の指摘等を踏まえ、海外調査報告書に係るアンケートページについて、ユーザーがより利用しやすいよう記入式から選択式にするなどの改善を行った。 ○ アクセスデータの解析やユーザーの意見等を踏まえ、より使い勝手の良いホームページとなるよう、次のような改善を行った。 <ul style="list-style-type: none"> » ホームページのどの箇所を閲覧しているのかが分かるように、トップメニュー及びサイドメニューの該当見出しの背景色が変わるように仕様を変更 » ユーザーが必要とする情報の判別を容易にするため、トップページの「新着情報」について項目毎に色分け » アクセス数が多い「ファクトブック」等についてユーザーのアクセスを容易にするため、トップページのサイドメニューに新たなサブメニューを追加 » ユーザーの便宜を図るため、PDFへ直接リンクするサイドメニュー項目について、「PDF」表示を追加 ○ 「高速道路の料金割引」ページにおいて、平成26年4月1日以降の新たな料金割引に係るページや原発事故による避難者等に対する高速道路の無料措置（対象者拡大）に係るページへのリンクを掲載するなど、適時適切な情報提供に努めた。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外調査報告書の中には、PPP関連の報告書など参考になる報告書もあり、引き続き取り組んでいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の海外調査報告書を発行するとともに、ホームページで公表した。 <ul style="list-style-type: none"> » PPPに関するドイツ会計検査院報告における指摘などについて取りまとめた「ドイツにおける道路事業のPPP（その4）－PPPに関するドイツ会計検査院報告とリスクマトリックスほか－」 » 英国道路庁が公表した2015年からの道路庁の改革、戦略的道路網への投資等について紹介する「英国の新しい道路計画 一道路

	アクションプログラム・21世紀の道路網ー
<p>○ 笹子トンネル事故を踏まえ、第3期中期計画（H25～H30年度）に定められた「国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させる」ことに、適切に対応する必要がある。</p> <p>さらに、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会の中間答申（H25.6.25）を踏まえ、国及び会社と連携しつつ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しにも、機構として積極的に取り組んでいただきたい。</p>	<p>○ 会社との連絡会議を開催し、会社は、各種有識者委員会における検討状況及び法令等の改正を踏まえ、老朽化対策及び管理水準の向上について積極的に対応すること、機構は、そのために必要な費用を必要に応じて協定変更を行うことにより対応することを確認した。</p> <p>○ また、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会の中間答申を踏まえた道路法等の一部改正に向け、高速道路の老朽化に対応した迅速かつ計画的な更新事業等を行うために、国及び会社と連携し、必要な検討に着手した。</p>
<p>○ 会社に対して助成を行う仕組みを通じて、コスト削減のみならず、安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を会社に促すことが必要。</p>	<p>○ 会社は、安全かつ円滑な道路交通の確保等を図るため、構造物点検の信頼性向上に寄与する点検技術の開発など様々な技術開発に取り組んでおり、これに必要な費用は計画管理費に含まれている。</p> <p>○ 機構は、機構法第12条第1項第7号に基づき、新技術の開発等により高速道路の新設、改築等の費用の削減が図られたことが認定されれば、助成金を交付しており、これらの仕組みを通じて会社に対し新技術の開発等を促している。</p>
<p>○ アウトカム指標については、さらなる充実とスピードアップが必要。</p>	<p>○ 平成24年度分のアウトカム指標については、会社間共通の指標（本線渋滞損失時間、道路構造物保全率など）を取りまとめて会社間で対比した情報を公表した。また、具体の目標や目標の達成状況のほか、新たに目標の設定根拠が記載された管理の報告書について、6会社分を機構のホームページで公表した。</p> <p>○ アウトカム指標の更なる充実について、以下のとおり平成26年度から実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> » 目標を年度毎に設定するのではなく、中期的な目標や一定水準を確保する目標とする統一的な目標設定 » 指標の更なる充実については、管理の実績を示す指標の追加
<p>○ 「維持、修繕その他の管理の報告書」には、点検結果を載せるなどの工夫が必要。</p>	<p>○ 機構と会社の担当部長会議を開催し、管理の報告書の更なる内容の充実を図っていくことを確認し、平成25年8月に公表した平成24年度分の報告書において、次の改善を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> » 会社の高速度道路の管理に関する基本的な考え方を記載

		<ul style="list-style-type: none"> » 最新の課題に対する現在の取組状況の記載を充実 » 債務引受の対象となる修繕工事についても、内訳を設けて費用及び主な工事内容について記載 <p>○ 同報告書の更なる充実に向けて会社と連携・協力して次のような改善を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> » 点検及びその結果に基づく補修の実施状況を明らかにするため、それらの実施数量及び要した費用を記載 » 現場における維持、修繕等の業務内容だけでなく、その結果を分析・評価し、課題に対する取組状況について記載
	<p>○ 車両制限令違反車両に対しては、会社等と連携して、取締の一層の強化及びその取組を表す指標の設定ができないか検討いただきたい。</p>	<p>○ 首都会社、NEXCO東日本、NEXCO中日本及び一都三県的高速道路交通警察隊との合同取締を実施した。国、会社、関係団体等による「大型車両の適正かつ安全な走行に向けた連絡会」において、啓発策や違反者情報の共有等について関係機関と連携し、具体的な取組を進めた。</p> <p>○ その取組を表す指標として、「車限令違反車両取締台数」を設定することとした。</p>
	<p>○ 新技術の開発等の促進については、新技術が標準化されたことにより、コスト縮減にどの程度効果があったのかを把握いただきたい。</p>	<p>○ 機構発足から平成25年度までに認定された新技術及び改良技術19件の内、標準化された新技術は6件で、約50億円のコスト縮減効果があったと見込まれる。新技術が標準化されたことによるコスト縮減効果については引き続き、会社と連携、協力して把握に努める。</p>

独立行政法人住宅金融支援機構の平成 24 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 24 年度の業務運営評価が「A」の評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	24 事業年度評価における主な指摘事項	平成 25 及び 26 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>(安定的かつ効率的な資金調達)</p> <p>○ 相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの供給に加え、引き続き MBS 市場の健全な発展という観点にも配慮して、業務を進められたい。</p>	<p>○ 日本銀行による異次元の金融緩和導入等の影響により、金利水準が大きく変動する中でも、新規投資家及び休眠投資家の取込み並びに既往投資家の投資枠拡大を企図した丁寧な広報活動を展開した。</p> <p>○ その結果、過去のリーマン・ショック時や東日本大震災発生時の不安定な金融市場の情勢下における MBS のスプレッドは大きく上昇したが、今回の異次元金融緩和導入時は、MBS のスプレッドの上昇を抑え、安定的なスプレッドでの資金調達を実現した。</p> <p>○ 加えて、国債の金利が低下したことも相まって、平成 26 年 2 月条件決定分の月次 MBS においては、機構史上最低クーポン（表面利率）となる 1.00 % を実現し、平成 26 年 3 月には機構史上最低の提示金利（1.69 %）とする等、お客さまに低利で長期固定金利住宅ローンを提供することにつながった。</p> <p>○ さらに、機構内に設置した「証券化支援事業の課題に関する検討委員会」において、MBS 発行額の平準化を図り、ベンチマーク性を高めることで証券化市場を育成していくべきとの提言を受け、実現に向けた検討を実施した。</p> <p>○ 平成 26 年 1 月に、投資家の需要に比べ MBS の発行額が大きくなることを見込まれたことから、実際に MBS 発行額の平準化を実施（161 億円（信託債権ベース 200 億円））した。この取組は、機構 MBS の安定的な起債環境を保つという観点から投資家のメリットになるという引受証券会社からの見解があった。</p> <p>○ なお、上記提言については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）においても盛り込まれ、改めて機構の重要な課題として示された。</p>

(東日本大震災への的確な対応)

- 平成 24 年度の取組については、優れた実施状況にあると認められる。今後、被災地の復興のために機構が果たすべき役割は一層重要性を増すものと考えられ、引き続き創意工夫を持って公的機関としての役割を果たしていくことを期待する。
- 新たな取組として、機構自らが、関係機関（地方公共団体、建築士団体）と連携し、公的補助、住宅計画及び融資・資金計画の相談をワンストップで提供する住宅再建相談会を企画し実施した。（開催：198 回、相談実績：1, 181 組）
- 住宅再建相談会には、全国から事前研修を受けた職員を派遣（延べ 422 人・日）し、相談対応の質を確保するとともに、継続的な相談サービスを提供できる体制を構築した。
- 今後、沿岸部における宅地供給等が本格化することを踏まえ、被災者相談対応等を強化するため、東北支店（宮城県仙台市）以外の拠点として、新たに三陸復興支援センターを釜石市に設置する方針を決定（平成 26 年 3 月）し、設置に向けた準備を実施した（平成 26 年 6 月 26 日に設置）。
- インターネットを利用できる環境にない被災者がいることを踏まえ、フリーダイヤル対応で各被災者のライフプランを踏まえた災害復興住宅融資の返済シミュレーションを行うサービスを開始した（対応実績 98 件）。返済シミュレーションの実施に当たっては、年齢や収入等、各被災者の状況を伺いながら、定年退職後の収入減、親子リレー返済の利用可能性等も踏まえ、希望者には試算結果を郵送する等、きめ細やかに対応した。
- この他、
 - ・福島第一原発事故による避難指示解除後、直ちに自宅での生活が再開できるよう、避難指示解除が見込まれる地域内において、被災住宅の再建・補修を行う帰還予定者への災害復興住宅融資による支援
 - ・所有権移転登記が留保される土地への融資実行等、防災集団移転促進事業の宅地供給手続に併せた災害復興住宅融資の柔軟な対応
 - ・取扱金融機関向け災害復興住宅融資業務マニュアルのサマリー版の作成による取扱金融機関の事務サポート
 - ・地方公共団体等との連携により工事審査の円滑な実施等を実施した。
- 消費税率引上げに伴う融資限度額の引上げ、被災した店舗等併用住宅に係る住宅部分の面積要件（住宅部分が 1/2 以上必要）撤廃、親子リレー返済の後継者の融資住宅入居要件の撤廃等、被災者等からの要望を踏まえた融資制度の改善を実施した。
- 返済特例制度の適切な対応（408 件、累計 5,685 件）を実施するとともに、適用者のうち、据置期間の終了予定の

		<p>方には、DMによる返済開始の案内を行うとともに、必要に応じて据置期間の延長等必要な措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 私的整理ガイドラインの適切な対応（申請 146 件（累計 299 件）、弁済計画成立 149 件（累計 196 件））を実施するとともに、私的整理ガイドラインにおいて方向性が留保された案件においても、被災者の足下の状況を詳細に把握し、債権者の判断で債務整理を行う等きめ細やかな対応を行った。
<p>業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>（適切な内部統制の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年 11 月に元嘱託職員の不祥事案が発覚したこと及び平成 25 年 7 月に不適切な事務処理事案が判明したことについては、事態を重く受け止め、組織を挙げて改善策に取り組むとともに、内部統制の更なる高度化を図るべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構全体のコンプライアンスを実践するための行動計画として、コンプライアンス・プログラム等を策定し、これに基づいてコンプライアンス推進活動を行った。 ○ コンプライアンス・プログラムには、二度の職員不祥事の再発防止策も盛り込み、引き続き組織を挙げて再発防止に取り組んだ。 ○ コンプライアンス・プログラムの四半期点検を行い、コンプライアンス委員会へ報告し、必要に応じて取組内容の見直しを行うとともに、コンプライアンス委員会に外部有識者の参加を求め、コンプライアンスの取組についての評価、意見を聴き、取組内容の見直しを行った。 ○ また、コンプライアンス意識調査により職員意識・行動の実態の把握・評価を行い、コンプライアンス委員会へ報告し、平成 26 年度のコンプライアンス・プログラムへ反映させた。 ○ 平成 25 年度に発覚した審査部審査センターにおける不適切な事務処理事案を踏まえ、以下の再発防止策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防的統制の観点から、審査結果の確定について担当者の申請と管理職者等の承認がある場合のみシステム入力が可能となるようシステムオペレーションを変更 ・ 審査案件全件リストと審査関係書類とを突合し、日常的な管理を徹底 ・ 決裁権限の水準について見直しを行い、審査センター長の決裁権限の一部をグループ長・推進役に委譲してセンター長が日常業務のモニタリングを行うなど、よりマネジメントに注力できる態勢を整備し内部管理体制を強化 ・ 内部監査において、審査センターにおける日常的な管理の徹底等の実施状況を点検 ○ 当該事案により内部統制の脆弱性が露呈したことから、審査業務以外にも次のような取組を行い、組織を挙げて内部統制の充実を図った。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長から職員に対し、折に触れ内部統制についてメッセージを発信しているほか、外部の専門家を講師に招き内部統制について管理職研修の実施等、役職員への啓発を通じた統制環境の整備・充実 ・ お客さま等からの申請を受け、機構において承認等を行う業務のうち、潜在的な不正リスクがあり、かつ、不正があった場合に影響が大きいと想定される業務について、担当者と管理職者等によるシステムオペレーションが必要な仕様に変更する等の不正防止策の方針を決定 ・ 決裁内容に照らした決裁権者の適切性及び業務負荷状況を勘案し、決裁権限を委譲することで、上位決裁権者が日常業務のモニタリングを行うなどのマネジメントに注力できる態勢を整備し、内部管理体制を強化 ・ 現場の実態や感覚と乖離して過剰な負担を強いている等の原因となっているルールの洗い出し及び見直しを実施するとともに、各部署において、継続的なルールの見直しに向けたモニタリングを継続的に行うための態勢を構築し、取組を実施 ・ 内部監査において、個人デスク内の書類を確認する等の検査的視点を強化した監査を実施。また、内部自主点検や実地点検・モニタリングの実施状況やその有効性を加味し、発見的統制を意識した監査を実施 ・ 民間金融機関における運用を踏まえ、不正防止の観点から、自部署における執務室内の個人デスク等の点検や長期休暇の取得の徹底についての検討を実施（平成 26 年 4 月実施） 等 <p>○ なお、上記取組等については、四半期毎にフォローアップを行った（コンプライアンス委員会、役員会に付議）。</p>
<p>財務内容の改善に関する事項</p>	<p>（リスク管理の徹底等）</p> <p>○ フラット35の融資に当たっては、金融機関の融資審査と機構の買取審査が行われているが、金融機関の融資審査においてモラルハザードが生じないようするための措置について、一層の充実を図ることが望まれる。</p>	<p>○ 与信審査の厳格化として、不適正案件の未然防止や早期延滞未然防止のための金融機関向け説明会の開催、金融機関モニタリングの実施、機構における価格審査などの与信審査を徹底した。</p> <p>○ 早期延滞発生率が一定基準を超えた金融機関に対して業務委託手数料を減額する仕組みを平成 26 年 4 月から導入することとした。</p>